



# スルファブロモメタジンナトリウム(SULFABROMOMETHAZINE SODIUM)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		
牛の腎臓	0.1	海外				0.1					5-1	なまず													
豚の腎臓												上記以外の淡水魚													
羊の腎臓												サケ													
馬の腎臓												マス													
鹿の腎臓												上記以外の鮭類													
山羊の腎臓												上記以外の淡水海水回遊魚													
兎の腎臓																									
トナカイの腎臓																									
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												海水魚													
牛のその他の内臓等	0.1	海外				0.1					5-1	蝦類													
豚のその他の内臓等												ロブスター													
羊のその他の内臓等												ザリガニ													
馬のその他の内臓等												上記以外の甲殻類													
鹿のその他の内臓等																									
山羊のその他の内臓等												牡蠣													
兎のその他の内臓等												アワビ													
トナカイのその他の内臓等												上記以外の魚介類													
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等																									
牛の乳	0.01	海外				0.01					5-1														
羊の乳																									
山羊の乳																									
上記以外の陸棲哺乳類の乳																									
羊の乳(脂肪)																									
山羊の乳(脂肪)																									
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																									
鶏の肉(筋肉)																									
あひるの肉(筋肉)																									
七面鳥の肉(筋肉)																									
うずらの肉(筋肉)																									
がちょうの肉(筋肉)																									
雉の肉(筋肉)																									
いわしやこの肉(筋肉)																									
上記以外の家禽の肉(筋肉)																									
鶏の肉(脂肪)																									
あひるの肉(脂肪)																									
七面鳥の肉(脂肪)																									
うずらの肉(脂肪)																									
がちょうの肉(脂肪)																									
雉の肉(脂肪)																									
いわしやこの肉(脂肪)																									
上記以外の家禽の肉(脂肪)																									
鶏の肝臓																									
あひるの肝臓																									
七面鳥の肝臓																									
うずらの肝臓																									
がちょうの肝臓																									
雉の肝臓																									
いわしやこの肝臓																									
上記以外の家禽の肝臓																									
鶏の腎臓																									
あひるの腎臓																									
七面鳥の腎臓																									
うずらの腎臓																									
がちょうの腎臓																									
雉の腎臓																									
いわしやこの腎臓																									
上記以外の家禽の腎臓																									
鶏のその他の内臓等																									
あひるのその他の内臓等																									
七面鳥のその他の内臓等																									
うずらのその他の内臓等																									
がちょうのその他の内臓等																									
雉のその他の内臓等																									
いわしやこのその他の内臓等																									
上記以外の家禽のその他の内臓等																									
鶏の卵																									
七面鳥の卵																									
上記以外の家禽の卵																									
鶏の卵(卵黄)																									
七面鳥の卵(卵黄)																									
上記以外の家禽の卵(卵黄)																									

注)EUは、サルファ剤(スルフォンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。







# スルファメタジン (SULFAMETHAZINE)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓	0.1	海外				0.1		0.1			5-1	なます											
豚の腎臓	0.1	海外				0.1		0.1			5-1	上記以外の淡水魚											
羊の腎臓																							
馬の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	サケ											
鹿の腎臓												マス											
山羊の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の鮭類											
兎の腎臓												上記以外の淡水海水回遊魚											
トナカイの腎臓																							
子羊の腎臓	0.1	海外									5-1	海水魚											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓																							
牛のその他の内臓等	0.1	海外				0.1		0.1			5-1	蛸類											
豚のその他の内臓等	0.1	海外				0.1		0.1			5-1	ロブスター											
羊のその他の内臓等												ザリガニ											
馬のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の甲殻類											
鹿のその他の内臓等												牡蠣											
山羊のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	アワビ											
兎のその他の内臓等												上記以外の魚介類											
トナカイのその他の内臓等																							
子羊のその他の内臓等	0.1	海外									5-1	上記以外の動物											
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等																							
												蜂蜜											
牛の乳	0.01	海外									5-1												
羊の乳	0.01	海外									5-1												
山羊の乳	0.01	海外									5-1												
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.01	海外									5-1												
鶏の肉(筋肉)	0.1	海外				0.1		0.1			5-1												
あひるの肉(筋肉)	0.1	海外						0.1			5-1												
七面鳥の肉(筋肉)	0.1	海外				0.1		0.1			5-1												
うずらの肉(筋肉)																							
がらよの肉(筋肉)	0.1	海外						0.1			5-1												
雉の肉(筋肉)																							
いわしやこの肉(筋肉)																							
上記以外の家禽の肉(筋肉)																							
鶏の肉(脂肪)	0.1	海外				0.1		0.1			5-1												
あひるの肉(脂肪)	0.1	海外						0.1			5-1												
七面鳥の肉(脂肪)	0.1	海外				0.1		0.1			5-1												
うずらの肉(脂肪)																							
がらよの肉(脂肪)	0.1	海外						0.1			5-1												
雉の肉(脂肪)																							
いわしやこの肉(脂肪)																							
上記以外の家禽の肉(脂肪)																							
鶏の肝臓	0.1	海外				0.1		0.1			5-1												
あひるの肝臓	0.1	海外						0.1			5-1												
七面鳥の肝臓	0.1	海外				0.1		0.1			5-1												
うずらの肝臓																							
がらよの肝臓	0.1	海外						0.1			5-1												
雉の肝臓																							
いわしやこの肝臓																							
上記以外の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓	0.1	海外				0.1		0.1			5-1												
あひるの腎臓	0.1	海外						0.1			5-1												
七面鳥の腎臓	0.1	海外				0.1		0.1			5-1												
うずらの腎臓																							
がらよの腎臓	0.1	海外						0.1			5-1												
雉の腎臓																							
いわしやこの腎臓																							
上記以外の家禽の腎臓																							
鶏のその他の内臓等	0.1	海外				0.1		0.1			5-1												
あひるのその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
七面鳥のその他の内臓等	0.1	海外				0.1		0.1			5-1												
うずらのその他の内臓等																							
がらよのその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
雉のその他の内臓等																							
いわしやこのその他の内臓等																							
上記以外の家禽のその他の内臓等																							
鶏の卵																							
七面鳥の卵																							
上記以外の家禽の卵																							
鶏の卵(卵黄)																							
七面鳥の卵(卵黄)																							
上記以外の家禽の卵(卵黄)																							

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



# スルファメトキサゾール(SULFAMETHOXAZOLE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓												なます												
豚の腎臓	0.02	薬事		0.02							4	上記以外の淡水魚												
羊の腎臓																								
馬の腎臓												サケ												
鹿の腎臓												マス												
山羊の腎臓												上記以外の鮭類												
兎の腎臓												上記以外の淡水海水回遊魚												
トナカイの腎臓																								
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												海水魚												
牛のその他の内臓等												蝦類												
豚のその他の内臓等	0.02	薬事		0.02							4	ロブスター												
羊のその他の内臓等												ザリガニ												
馬のその他の内臓等												上記以外の甲殻類												
鹿のその他の内臓等																								
山羊のその他の内臓等												牡蠣												
兎のその他の内臓等												アワビ												
トナカイのその他の内臓等												上記以外の魚介類												
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等																								
牛の乳												上記以外の動物												
羊の乳																								
山羊の乳												蜂蜜												
上記以外の陸棲哺乳類の乳																								
牛の乳(脂肪)																								
羊の乳(脂肪)																								
山羊の乳(脂肪)																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																								
鶏の肉(筋肉)	0.02	薬事		0.02							4													
あひるの肉(筋肉)																								
七面鳥の肉(筋肉)																								
うずらの肉(筋肉)																								
がちょうの肉(筋肉)																								
雉の肉(筋肉)																								
いわしやこの肉(筋肉)																								
上記以外の家禽の肉(筋肉)																								
鶏の肉(脂肪)	0.02	薬事		0.02							4													
あひるの肉(脂肪)																								
七面鳥の肉(脂肪)																								
うずらの肉(脂肪)																								
がちょうの肉(脂肪)																								
雉の肉(脂肪)																								
いわしやこの肉(脂肪)																								
上記以外の家禽の肉(脂肪)																								
鶏の肝臓	0.02	薬事		0.02							4													
あひるの肝臓																								
七面鳥の肝臓																								
うずらの肝臓																								
がちょうの肝臓																								
雉の肝臓																								
いわしやこの肝臓																								
上記以外の家禽の肝臓																								
鶏の腎臓	0.02	薬事		0.02							4													
あひるの腎臓																								
七面鳥の腎臓																								
うずらの腎臓																								
がちょうの腎臓																								
雉の腎臓																								
いわしやこの腎臓																								
上記以外の家禽の腎臓																								
鶏のその他の内臓等	0.02	薬事		0.02							4													
あひるのその他の内臓等																								
七面鳥のその他の内臓等																								
うずらのその他の内臓等																								
がちょうのその他の内臓等																								
雉のその他の内臓等																								
いわしやこのその他の内臓等																								
上記以外の家禽のその他の内臓等																								
鶏の卵																								
七面鳥の卵																								
上記以外の家禽の卵																								
鶏の卵(卵黄)																								
七面鳥の卵(卵黄)																								
上記以外の家禽の卵(卵黄)																								

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。





# スルファメキシピリダジン (SULFAMETHOXYPYRIDAZINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓												なまず												
豚の腎臓	0.05	薬事		0.05							4	上記以外の淡水魚												
羊の腎臓																								
馬の腎臓												サケ												
鹿の腎臓												マス												
山羊の腎臓												上記以外の鮭類												
兎の腎臓												上記以外の淡水海水回遊魚												
トナカイの腎臓																								
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												海水魚												
牛のその他の内臓等												蝦類												
豚のその他の内臓等	0.1	薬事		0.1							4	ロブスター												
羊のその他の内臓等												ザリガニ												
馬のその他の内臓等												上記以外の甲殻類												
鹿のその他の内臓等																								
山羊のその他の内臓等												牡蠣												
兎のその他の内臓等												アワビ												
トナカイのその他の内臓等												上記以外の魚介類												
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等																								
牛の乳												上記以外の動物												
羊の乳																								
山羊の乳												蜂蜜												
上記以外の陸棲哺乳類の乳																								
牛の乳(脂肪)																								
羊の乳(脂肪)																								
山羊の乳(脂肪)																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																								
鶏の肉(筋肉)																								
あひるの肉(筋肉)																								
七面鳥の肉(筋肉)																								
うずらの肉(筋肉)																								
がちょうの肉(筋肉)																								
雉の肉(筋肉)																								
いわしやこの肉(筋肉)																								
上記以外の家禽の肉(筋肉)																								
鶏の肉(脂肪)																								
あひるの肉(脂肪)																								
七面鳥の肉(脂肪)																								
うずらの肉(脂肪)																								
がちょうの肉(脂肪)																								
雉の肉(脂肪)																								
いわしやこの肉(脂肪)																								
上記以外の家禽の肉(脂肪)																								
鶏の肝臓																								
あひるの肝臓																								
七面鳥の肝臓																								
うずらの肝臓																								
がちょうの肝臓																								
雉の肝臓																								
いわしやこの肝臓																								
上記以外の家禽の肝臓																								
鶏の腎臓																								
あひるの腎臓																								
七面鳥の腎臓																								
うずらの腎臓																								
がちょうの腎臓																								
雉の腎臓																								
いわしやこの腎臓																								
上記以外の家禽の腎臓																								
鶏のその他の内臓等																								
あひるのその他の内臓等																								
七面鳥のその他の内臓等																								
うずらのその他の内臓等																								
がちょうのその他の内臓等																								
雉のその他の内臓等																								
いわしやこのその他の内臓等																								
上記以外の家禽のその他の内臓等																								
鶏の卵																								
七面鳥の卵																								
上記以外の家禽の卵																								
鶏の卵(卵黄)																								
七面鳥の卵(卵黄)																								
上記以外の家禽の卵(卵黄)																								

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



スルファメラジン (SULFAMERAZINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	なます												
豚の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の淡水魚												
羊の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
馬の腎臓												サケ												
鹿の腎臓												マス												
山羊の腎臓												上記以外の鮭類												
兎の腎臓												上記以外の淡水海水回遊魚												
トナカイの腎臓																								
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												海水魚												
牛のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	蝦類												
豚のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	ロブスター												
羊のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	ザリガニ												
馬のその他の内臓等												上記以外の甲殻類												
鹿のその他の内臓等																								
山羊のその他の内臓等												牡蠣												
兎のその他の内臓等												アワビ												
トナカイのその他の内臓等												上記以外の魚介類												
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等																								
牛の乳												上記以外の動物												
羊の乳																								
山羊の乳												蜂蜜												
上記以外の陸棲哺乳類の乳																								
牛の乳(脂肪)																								
羊の乳(脂肪)																								
山羊の乳(脂肪)																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																								
鶏の肉(筋肉)																								
あひるの肉(筋肉)																								
七面鳥の肉(筋肉)																								
うずらの肉(筋肉)																								
がちょうの肉(筋肉)																								
雉の肉(筋肉)																								
いわしやこの肉(筋肉)																								
上記以外の家禽の肉(筋肉)																								
鶏の肉(脂肪)																								
あひるの肉(脂肪)																								
七面鳥の肉(脂肪)																								
うずらの肉(脂肪)																								
がちょうの肉(脂肪)																								
雉の肉(脂肪)																								
いわしやこの肉(脂肪)																								
上記以外の家禽の肉(脂肪)																								
鶏の肝臓																								
あひるの肝臓																								
七面鳥の肝臓																								
うずらの肝臓																								
がちょうの肝臓																								
雉の肝臓																								
いわしやこの肝臓																								
上記以外の家禽の肝臓																								
鶏の腎臓																								
あひるの腎臓																								
七面鳥の腎臓																								
うずらの腎臓																								
がちょうの腎臓																								
雉の腎臓																								
いわしやこの腎臓																								
上記以外の家禽の腎臓																								
鶏のその他の内臓等																								
あひるのその他の内臓等																								
七面鳥のその他の内臓等																								
うずらのその他の内臓等																								
がちょうのその他の内臓等																								
雉のその他の内臓等																								
いわしやこのその他の内臓等																								
上記以外の家禽のその他の内臓等																								
鶏の卵																								
七面鳥の卵																								
上記以外の家禽の卵																								
鶏の卵(卵黄)																								
七面鳥の卵(卵黄)																								
上記以外の家禽の卵(卵黄)																								

注)EUは、サルファ剤(スルフォンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



# スルファモイルダプソン (SULFAMOILDAPSONE)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓																							
豚の腎臓	0.1	薬事		0.1							4												
羊の腎臓																							
馬の腎臓																							
鹿の腎臓																							
山羊の腎臓																							
兎の腎臓																							
トナカイの腎臓																							
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓																							
牛のその他の内臓等																							
豚のその他の内臓等	0.3	薬事		0.3							4												
羊のその他の内臓等																							
馬のその他の内臓等																							
鹿のその他の内臓等																							
山羊のその他の内臓等																							
兎のその他の内臓等																							
トナカイのその他の内臓等																							
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等																							
牛の乳																							
羊の乳																							
山羊の乳																							
上記以外の陸棲哺乳類の乳																							
牛の乳(脂肪)																							
羊の乳(脂肪)																							
山羊の乳(脂肪)																							
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																							
鶏の肉(筋肉)																							
あひるの肉(筋肉)																							
七面鳥の肉(筋肉)																							
うずらの肉(筋肉)																							
がちょうの肉(筋肉)																							
雉の肉(筋肉)																							
いわしやこの肉(筋肉)																							
上記以外の家禽の肉(筋肉)																							
鶏の肉(脂肪)																							
あひるの肉(脂肪)																							
七面鳥の肉(脂肪)																							
うずらの肉(脂肪)																							
がちょうの肉(脂肪)																							
雉の肉(脂肪)																							
いわしやこの肉(脂肪)																							
上記以外の家禽の肉(脂肪)																							
鶏の肝臓																							
あひるの肝臓																							
七面鳥の肝臓																							
うずらの肝臓																							
がちょうの肝臓																							
雉の肝臓																							
いわしやこの肝臓																							
上記以外の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
あひるの腎臓																							
七面鳥の腎臓																							
うずらの腎臓																							
がちょうの腎臓																							
雉の腎臓																							
いわしやこの腎臓																							
上記以外の家禽の腎臓																							
鶏のその他の内臓等																							
あひるのその他の内臓等																							
七面鳥のその他の内臓等																							
うずらのその他の内臓等																							
がちょうのその他の内臓等																							
雉のその他の内臓等																							
いわしやこのその他の内臓等																							
上記以外の家禽のその他の内臓等																							
鶏の卵																							
七面鳥の卵																							
上記以外の家禽の卵																							
鶏の卵(卵黄)																							
七面鳥の卵(卵黄)																							
上記以外の家禽の卵(卵黄)																							

注)EUは、サルファ剤(スルフォンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



# スルファモノトキシシ (SULFAMONOMETHOXINE)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓	0.05	薬事		0.05							4	アユ	0.1	薬事		0.1							4
豚の腎臓	0.05	薬事		0.05							4	ニシン目(淡水中で養殖、アユを除く)	0.1	薬事		0.1							4
羊の腎臓												なます											
馬の腎臓												上記以外の淡水魚											
鹿の腎臓												マス											
山羊の腎臓												上記以外の鮭類											
兎の腎臓												ウナギ目	0.1	薬事		0.1							4
トナカイの腎臓												上記以外の淡水海水回遊魚											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓																							
牛のその他の内臓等	0.05	薬事		0.05							4	スズキ目	0.1	薬事		0.1							4
豚のその他の内臓等	0.1	薬事		0.1							4	ニシン目(海水中で養殖)	0.01	薬事		0.01							4
羊のその他の内臓等												上記以外の海水魚											
馬のその他の内臓等												蝦類											
鹿のその他の内臓等												ロブスター											
山羊のその他の内臓等												ザリガニ											
兎のその他の内臓等												上記以外の甲殻類											
トナカイのその他の内臓等																							
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等																							
牛の乳												牡蠣											
羊の乳												アワビ											
山羊の乳												上記以外の魚介類											
上記以外の陸棲哺乳類の乳												上記以外の動物											
牛の乳(脂肪)												蜂蜜											
羊の乳(脂肪)																							
山羊の乳(脂肪)																							
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																							
鶏の肉(筋肉)	0.1	薬事		0.1							4												
あひるの肉(筋肉)																							
七面鳥の肉(筋肉)																							
うずらの肉(筋肉)																							
がちょうの肉(筋肉)																							
雉の肉(筋肉)																							
いわしやこの肉(筋肉)																							
上記以外の家禽の肉(筋肉)																							
鶏の肉(脂肪)	0.1	薬事		0.1							4												
あひるの肉(脂肪)																							
七面鳥の肉(脂肪)																							
うずらの肉(脂肪)																							
がちょうの肉(脂肪)																							
雉の肉(脂肪)																							
いわしやこの肉(脂肪)																							
上記以外の家禽の肉(脂肪)																							
鶏の肝臓	0.1	薬事		0.1							4												
あひるの肝臓																							
七面鳥の肝臓																							
うずらの肝臓																							
がちょうの肝臓																							
雉の肝臓																							
いわしやこの肝臓																							
上記以外の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓	0.1	薬事		0.1							4												
あひるの腎臓																							
七面鳥の腎臓																							
うずらの腎臓																							
がちょうの腎臓																							
雉の腎臓																							
いわしやこの腎臓																							
上記以外の家禽の腎臓																							
鶏のその他の内臓等	0.1	薬事		0.1							4												
あひるのその他の内臓等																							
七面鳥のその他の内臓等																							
うずらのその他の内臓等																							
がちょうのその他の内臓等																							
雉のその他の内臓等																							
いわしやこのその他の内臓等																							
上記以外の家禽のその他の内臓等																							
鶏の卵																							
七面鳥の卵																							
上記以外の家禽の卵																							
鶏の卵(卵黄)																							
七面鳥の卵(卵黄)																							
上記以外の家禽の卵(卵黄)																							

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。





# スルフイソゾール(SULFISOZOLE)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓													アユ	0.1	薬事	0.1								4
豚の腎臓													コイ	0.1	薬事	0.1								4
羊の腎臓													なまず	0.1	薬事									
馬の腎臓													上記以外の淡水魚											
鹿の腎臓																								
山羊の腎臓													サケ											
兎の腎臓													マス(ニジマス)	0.1	薬事	0.1								4
トナカイの腎臓													上記以外の鮭類											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓													上記以外の淡水海水回遊魚											
牛のその他の内臓等													ブリ	0.1	薬事	0.1								4
豚のその他の内臓等													上記以外の海水魚											
羊のその他の内臓等																								
馬のその他の内臓等													鰹類											
鹿のその他の内臓等													ロブスター											
山羊のその他の内臓等													ザリガニ											
兎のその他の内臓等													上記以外の甲殻類											
トナカイのその他の内臓等																								
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等													牡蠣											
牛の乳													アワビ											
羊の乳													上記以外の魚介類											
山羊の乳													上記以外の動物											
上記以外の陸棲哺乳類の乳													蜂蜜											
牛の乳(脂肪)																								
羊の乳(脂肪)																								
山羊の乳(脂肪)																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																								
鶏の肉(筋肉)																								
あひるの肉(筋肉)																								
七面鳥の肉(筋肉)																								
うずらの肉(筋肉)																								
がちょうの肉(筋肉)																								
雉の肉(筋肉)																								
いわしやこの肉(筋肉)																								
上記以外の家禽の肉(筋肉)																								
鶏の肉(脂肪)																								
あひるの肉(脂肪)																								
七面鳥の肉(脂肪)																								
うずらの肉(脂肪)																								
がちょうの肉(脂肪)																								
雉の肉(脂肪)																								
いわしやこの肉(脂肪)																								
上記以外の家禽の肉(脂肪)																								
鶏の肝臓																								
あひるの肝臓																								
七面鳥の肝臓																								
うずらの肝臓																								
がちょうの肝臓																								
雉の肝臓																								
いわしやこの肝臓																								
上記以外の家禽の肝臓																								
鶏の腎臓																								
あひるの腎臓																								
七面鳥の腎臓																								
うずらの腎臓																								
がちょうの腎臓																								
雉の腎臓																								
いわしやこの腎臓																								
上記以外の家禽の腎臓																								
鶏のその他の内臓等																								
あひるのその他の内臓等																								
七面鳥のその他の内臓等																								
うずらのその他の内臓等																								
がちょうのその他の内臓等																								
雉のその他の内臓等																								
いわしやこのその他の内臓等																								
上記以外の家禽のその他の内臓等																								
鶏の卵																								
七面鳥の卵																								
上記以外の家禽の卵																								
鶏の卵(卵黄)																								
七面鳥の卵(卵黄)																								
上記以外の家禽の卵(卵黄)																								

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

























